

平成30年 9月 3日開会

平成30年 月 日閉会

第3回浦幌町議会定例会議案

十勝郡浦幌町

平成30年第3回浦幌町議会定例会議案一覧表

(町提出分)

番号	件名	議決結果	議決年月日
報告第6号	健全化判断比率の報告について		
報告第7号	資金不足比率の報告について		
議案第51号	浦幌町町有住宅使用管理条例の一部改正について		
議案第52号	浦幌町模範牧場設置及び管理等に関する条例の一部改正について		
議案第53号	平成30年度浦幌町一般会計補正予算		
議案第54号	平成30年度浦幌町国民健康保険事業特別会計補正予算		
議案第55号	平成30年度浦幌町後期高齢者医療特別会計補正予算		
議案第56号	平成30年度浦幌町介護保険特別会計補正予算		
議案第57号	平成30年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計補正予算		
議案第58号	平成30年度浦幌町公共下水道特別会計補正予算		
議案第59号	平成30年度浦幌町個別排水処理特別会計補正予算		
議案第60号	平成30年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算		
認定第1号	平成29年度浦幌町一般会計歳入歳出決算認定について		
認定第2号	平成29年度浦幌町町有林野特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第3号	平成29年度浦幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第4号	平成29年度浦幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について		

番号	件名	議決結果	議決年月日
認定第5号	平成29年度浦幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第6号	平成29年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第7号	平成29年度浦幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第8号	平成29年度浦幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第9号	平成29年度浦幌町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について		
同意第2号	浦幌町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて		
同意第3号	浦幌町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて		

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告する。

平成30年 9月 3日 提出

浦幌町長 水澤一廣

1. 健全化判断比率

	浦幌町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	— %	20.0%	30.0%
実質公債費比率	8.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	— %	350.0%	

2. 監査委員の意見 別紙のとおり

健全化判断比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見を付す。

平成30年8月20日

浦幌町監査委員 神 谷 敏 昭


浦幌町監査委員 杉 江 博


記

1. 審査の対象（健全化判断比率）

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2. 審査実施日

平成30年8月8日

3. 審査の方法及び結果

平成30年7月27日付浦総務第1095号で、町長から審査に付された平成29年度決算に基づく健全化判断比率につき財政指標の客観性と正確性を担保するため、担当職員から各比率の算定方法等について意見聴取し、その算定の基礎となった書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

財政指標は、関係法令等に照らした適正な係数が用いられて算出されており、これらに係る各会計歳入歳出決算書及び付属資料等と照合調査した結果、その計数は正確であり、それぞれの比率は早期健全化基準を超えておらず、財政上の健全性を確保していると認められた。

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告する。

平成30年 9月 3日 提出

浦幌町長 水澤一廣

1. 資金不足比率

特別会計の名称	浦幌町の比率	経営健全化基準
公共下水道特別会計	— %	20.0%
個別排水処理特別会計	— %	20.0%
簡易水道特別会計	— %	20.0%

2. 監査委員の意見 別紙のとおり

資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を付す。

平成30年8月20日

浦幌町監査委員 神 谷 敏 晴


浦幌町監査委員 杉 江 博


記

1. 審査の対象（資金不足比率）

（1）公営企業会計（法非適用）に係る資金不足比率

2. 審査実施日

平成30年8月8日

3. 審査の方法及び結果

平成30年7月27日付浦総務第1095号で、町長から審査に付された平成29年度決算に基づく資金不足比率につき財政指標の客観性と正確性を担保するため、担当職員から各比率の算定方法等について意見聴取し、その算定の基礎となった書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

財政指標は、関係法令等に照らした適正な係数が用いられて算出されており、これらに係る各会計歳入歳出決算書及び付属資料等と照合調査した結果、その計数は正確であり、対象となる各公営企業会計（法非適用）において、資金の不足は生じていないことから、この指標の対象とならないものであることと経営の健全性は保たれていると認められた。

議案第51号

浦幌町町有住宅使用管理条例の一部改正について

浦幌町町有住宅使用管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 9月 3日 提出

浦幌町長 水澤一廣

浦幌町町有住宅使用管理条例の一部を改正する条例

浦幌町町有住宅使用管理条例（昭和30年浦幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表2中

昭和57年度	宝生	上浦幌中央小学校	木造平屋建	60.7	10,900	2	
昭和57年度	緑町	浦幌小学校	木造平屋建	70.8	12,500	1	

を

昭和57年度	緑町	浦幌小学校	木造平屋建	70.8	12,500	1	
--------	----	-------	-------	------	--------	---	--

に

改め、同表に次のように加える。

平成30年度	宝生	上浦幌中央小学校	木造平屋建	69.5	19,600	2	
--------	----	----------	-------	------	--------	---	--

附 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。

議案第52号

浦幌町模範牧場設置及び管理等に関する条例の一部改正について

浦幌町模範牧場設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 9月 3日 提出

浦幌町長 水澤一廣

浦幌町模範牧場設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

浦幌町模範牧場設置及び管理等に関する条例（平成22年浦幌町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第19条を第25条とし、第14条から第18条までを6条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の6条を加える。

（模範牧場審議会の設置）

第14条 町長の諮問に応じ、模範牧場の使用料及び施設整備について審議するため、浦幌町模範牧場審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第15条 審議会の委員は、8名以内をもって組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 農業委員
- (2) 農業協同組合役職員
- (3) 農業共済組合役職員
- (4) 受益者
- (5) 学識経験者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第16条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選とする。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表し、その会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

（審議会の招集）

第17条 審議会は、必要に応じて町長が招集する。

（会議）

第18条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

2 審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（報酬等）

第19条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和31年浦幌町条例第19号）の定めるところによる。この場合において、報酬の額は、同条例別表その他の委員会・協議会・審議会等の委員に相当する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

認定第1号

平成29年度浦幌町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度浦幌町一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年 9月 3日 提 出

浦幌町長 水澤一廣

認定第2号

平成29年度浦幌町町有林野特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度浦幌町町有林野特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年 9月 3日 提 出

浦幌町長 水澤一廣

認定第3号

平成29年度浦幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度浦幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年 9月 3日 提 出

浦幌町長 水澤一廣

認定第4号

平成29年度浦幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度浦幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年 9月 3日 提 出

浦幌町長 水澤一廣

認定第5号

平成29年度浦幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度浦幌町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年 9月 3日 提 出

浦幌町長 水澤一廣

認定第6号

平成29年度浦幌町立診療所特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度浦幌町立診療所特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年 9月 3日 提 出

浦幌町長 水澤一廣

認定第7号

平成29年度浦幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度浦幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年 9月 3日 提出

浦幌町長 水澤一廣

認定第8号

平成29年度浦幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度浦幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年 9月 3日 提 出

浦幌町長 水澤一廣

認定第9号

平成29年度浦幌町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度浦幌町簡易水道特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年 9月 3日 提 出

浦幌町長 水澤一廣

同意第2号

浦幌町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

浦幌町教育委員会委員 背 古 宗 敬 は、平成30年9月30日をもって任期満了となるので、浦幌町教育委員会の委員に次の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成30年 9月 3日 提 出

浦幌町長 水澤一廣

記

氏名 背 古 宗 敬

生年月日 (39歳)

住所 十勝郡浦幌町

(任期: 平成30年10月1日から平成34年9月30日まで)

同意第3号

浦幌町教育委員会の委員の任命につき同意を求めるについて

浦幌町教育委員会委員 杉山貴博は、平成30年9月30日をもって任期満了となるので、浦幌町教育委員会の委員に次の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成30年 9月 3日 提出

浦幌町長 水澤一廣

記

氏名 杉山 貴博

生年月日 (51歳)

住所 十勝郡浦幌町

(任期: 平成30年10月1日から平成34年9月30日まで)